

社会保険事業状況（平成 19年 4月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成 19年 4月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,984万8千人、法第3条第2項被保険者1万3千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は34万9千人（対前年同月比1.8%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.0%減）、船員保険は1千人（同2.0%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図 I - 1、図 I - 2、図 I - 3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成 19年 4月末現在の政管健保適用の事業所数は155万5千（対前年同月比2.3%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、平成19年3月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同9.0%減）となっている。

図 I - 1 政管一般被保険者数の推移

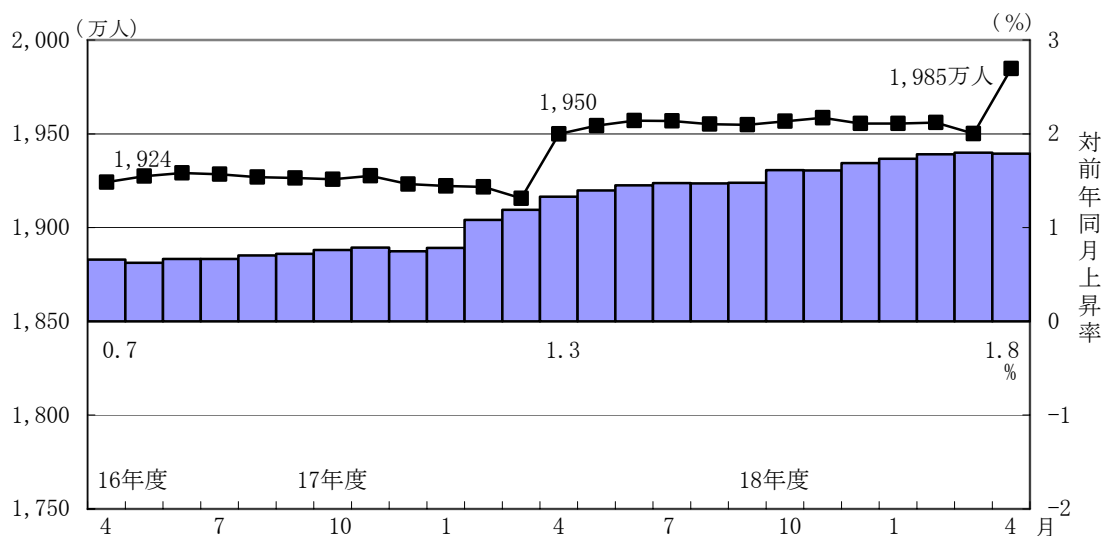


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

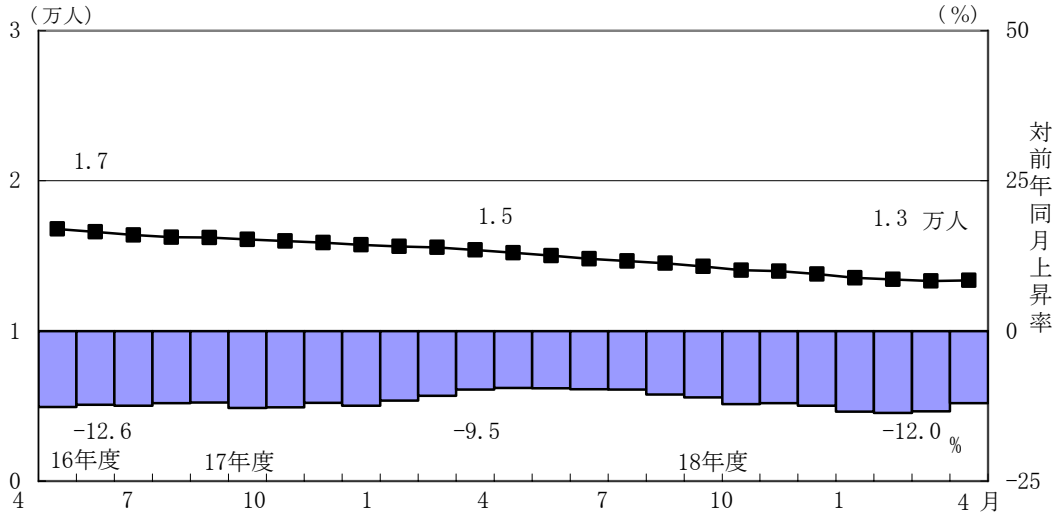
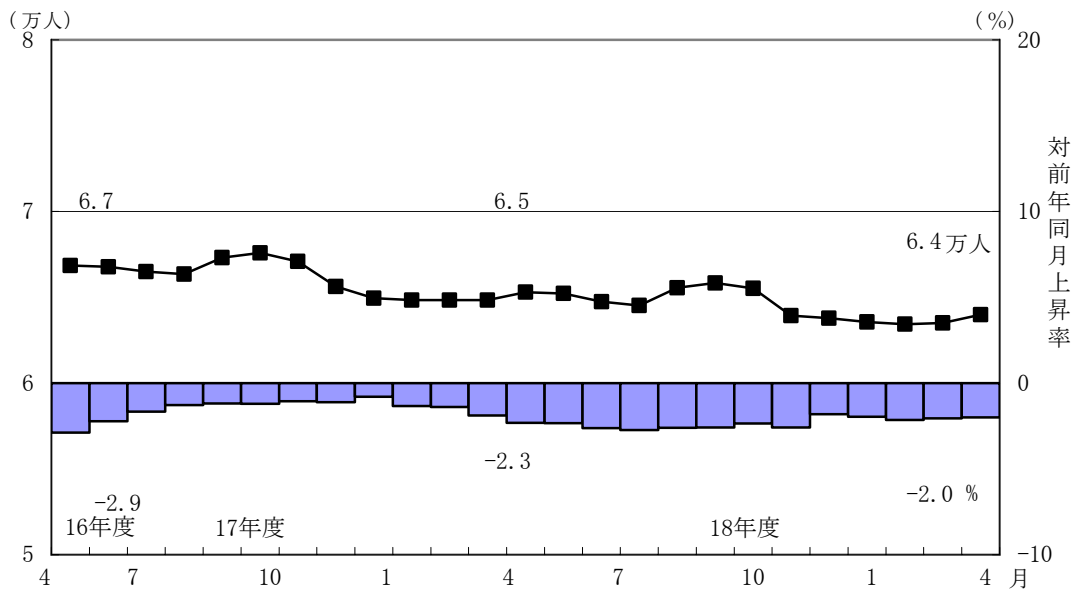


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成 19 年 4 月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保 28 万 3,759 円（対前年同月比 0.8% 増）であり、船員保険 38 万 1,538 円（同 0.9% 増）である。また、法第 3 条第 2 項被保険者の平成 19 年 3 月末の賃金日額の前平均は 1 万 3,105 円（同 0.5% 減）である。

平成 19 年 4 月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保 2 万 6 千か所、法第 3 条第 2 項被保険者 0 か所、船員保険の船舶所有者数 37 か所となっている。被保険者数は、政管健保 52 万 7 千人、法第 3 条第 2 項被保険者 0 人、船員保険 1 千人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保 22 万円、法第 3 条第 2 項被保険者 0 千円、船員保険 49 万 3 千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成 19年 4月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,295万7千人（対前年同月比0.9%増）、法第3条第2項被保険者1万2千人（同14.3%減）、船員保険7万1千人（同3.8%減）である。

平成 19年 4月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万6,599円（対前年同月比0.6%増）、船員保険40万9,279円（同1.2%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年3月末の賃金日額の平均は1万3,754円（同1.9%増）である。

(2) 給付状況

平成 19年 4月の保険給付費は、政管健保3,325億2千万円（対前年同月比3.8%増）、法第3条第2項被保険者分3億8千万円（同8.9%増）、船員保険20億4千万円（同4.7%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同1.8%増）、法第3条第2項被保険者2万9千円（同23.6%増）、船員保険3万2千円（同2.8%減）である。

(3) 診療費の状況

平成 19年 4月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,243億円（対前年同月比2.4%増）、法第3条第2項被保険者分2億3千万円（同2.3%減）、船員保険16億9千万円（同2.5%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年4月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,357	37,746	32,430	1.9	△ 0.5	2.4
法第3条第2項	11	37	23	△ 6.9	12.8	△ 2.5
組合健保	16,881	29,737	24,094	3.0	0.7	3.4
船員保険	87	178	169	△ 0.8	△ 3.7	△ 2.5
共済組合	5,164	9,025	7,290	△ 0.2	△ 2.4	△ 0.1
小 計	42,501	76,723	64,007	2.1	△ 0.3	2.5
国 保	30,952	68,618	68,378	3.9	2.1	5.5
老人保健	20,243	61,367	74,412	△ 3.7	△ 4.5	△ 0.9
合 計	93,696	206,708	206,797	1.4	△ 0.8	2.2

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成 19年 4月末現在の被保険者数1,984万8千人のうち、男子の被保険者数は1,236万人（対前年同月比1.5%増）、女子は748万8千人（同2.3%増）である。また、任意適用被保険者数は21万4千人（同57.6%減）で全体の1.1%である。

平成 19年 4月末現在の標準報酬月額平均は男子が32万4,852円（対前年同月比1%増）、女子が21万5,928円（同0.4%増）で、女子は男子の66.5%となっている。

平成 19年 4月末現在の被扶養者数は1,632万7千人で、扶養率は0.823となっている。

(2) 給付状況

平成 19年 4月の保険給付費は、3,325億2千万円（対前年同月比3.8%増）となっており、うち、医療給付費は3,061億8千万円（同4.1%増）で保険給付費の92.1%を占めている。また、傷病手当金は111億円で保険給付費の3.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 19年 4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,739円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,179円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,804円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が537.53、被扶養者が615.77、高齢受給者が1,405.46であり、1件当たり日数は、被保険者が1.82日、被扶養者が1.86日、高齢受給者が2.29日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,935円、被扶養者が8,034円、高齢受給者が10,201円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院: 老人保健、高齢受給者を除く)

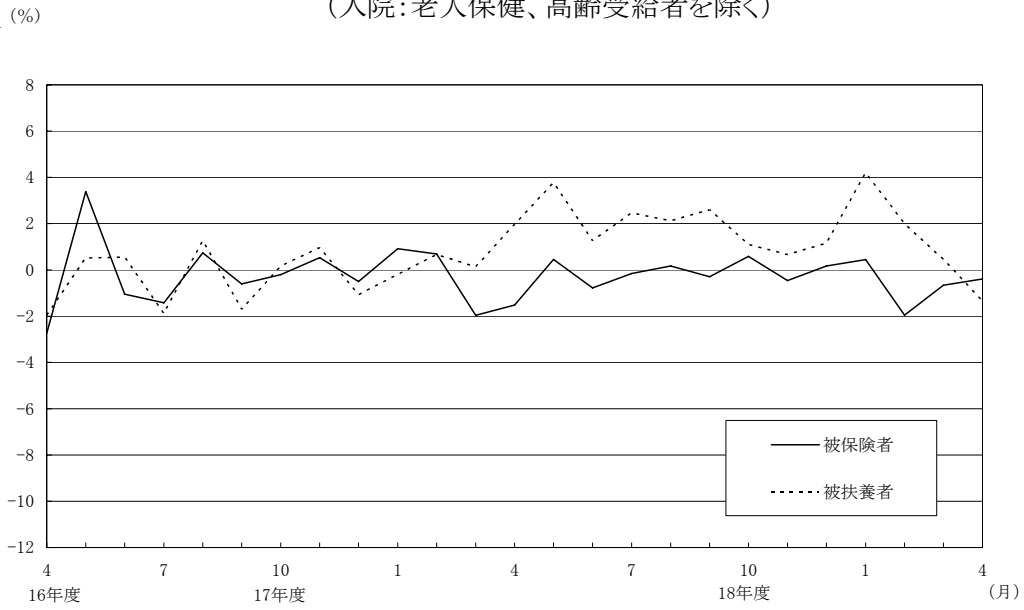
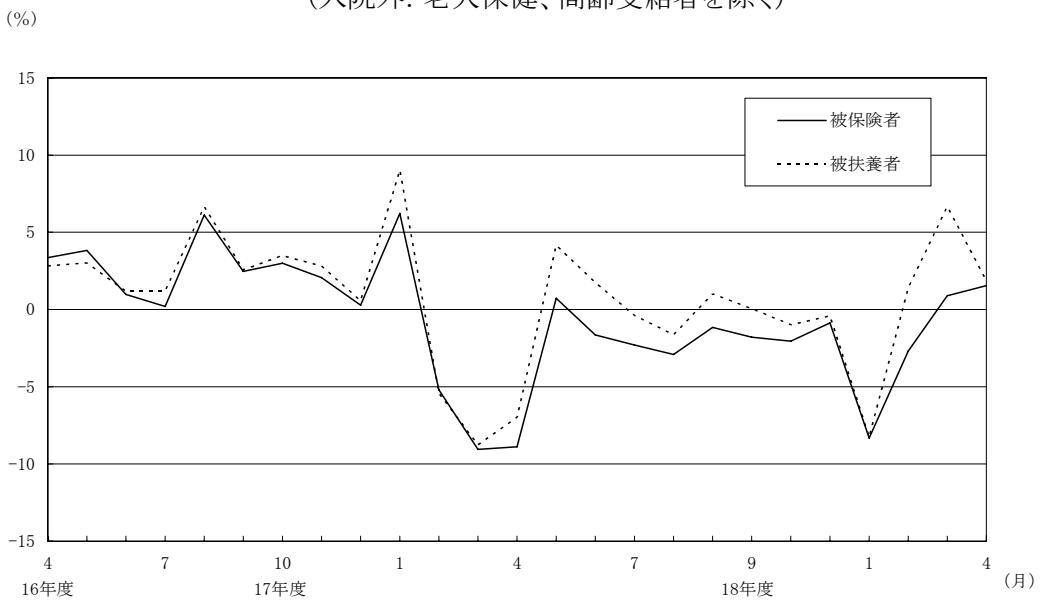


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成 19年 4月末現在の被保険者数1万3千人のうち男子は1万人（対前年同月比10.4%減）、女子は3千人（同16.9%減）である。

平成 19年 4月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.679となっている。

(2) 給付状況

平成 19年 4月の保険給付費は、3億8千万円（対前年同月比8.9%増）となっており、うち、医療給付費は2億2千万円（同2.9%減）で保険給付費の56.5%を占めている。また、傷病手当金は1億6千万円で、保険給付費の42.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 19年 4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,175円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は7,751円、高齢受給者の1人当たり診療費は17,346円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が557.25、被扶養者が427.41、高齢受給者が920.83であり、1件当たり日数は、被保険者が3.93日、被扶養者が2.11日、高齢受給者が2.43日であり、1日当たり診療費は、被保険者が5,561円、被扶養者が8,585円、高齢受給者が7,738円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成 19年 4月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が1千人（同0.8%減）、漁船（ろ）が1万9千人（同4.9%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同7.4%減）である。

平成 19年 4月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万8,548円（対前年同月比0.1%増）、漁船（い）が37万2,959円（同0.7%増）、漁船（ろ）が33万4,671円（同2.3%増）である。平成 19年 4月末現在の被扶養者数は9万7千人で、扶養率は1.508である。

(2) 給付状況

平成 19年 4月の保険給付費は、20億4千万円（対前年同月比4.7%減）となっており、うち、医療給付費は16億6千万円（同3.3%減）で、保険給付費の81.1%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の14.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 19年 4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,850円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,887円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,587円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が512.29、被扶養者が600.59、高齢受給者が1,338.76であり、1件当たり日数は、被保険者が2.16日、被扶養者が1.93日、高齢受給者が2.56日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,733円、被扶養者が8,537円、高齢受給者が10,108円である。